

○財務省告示第三百三十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年九月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十月六日
財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三十回）

二 発行の根拠 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第六号）第二条

三 振替法の適用 第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

四 発行方法 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財

五

方募

入 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

務大臣が各国債市場特別参加者の
ごとに発行限度額を定めるも
に、発行（以下「競争入札」）
別参加者・第Ⅱ非価格競争入札
発行という。

ロ

国債市場
特別参加者
非競争入札
発競行争

各当ても各
国債市場特
別参加者ご
との各
募集額を割
り当てる。
各募集額を
割り当てる。
各募集額を
割り当てる。

六

イ

入 価
札 格
発 競
行 争
額

・別債市及
第Ⅱ参加者
非競争
入札
発競行争

ロ

国債市場
特別参加者
非競争入札
発競行争

平成二十三年
度における公
債の発行額
は、前年度に
比し、約千億
円増加した。
これは、国債
の発行額が増
加したためと
見られる。
平成二十三年
度における公
債の発行額
は、前年度に
比し、約千億
円増加した。
これは、国債
の発行額が増
加したためと
見られる。

行 争 非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 I 加 場

十九 十八 十七 十六 十五 十四
 払者入払元償償 後第
 込札場利還還 の二
 期参所金金期 利期
 日加支額限 子以

十三 十二
 初利入価・別債行争非者
 期札格第参市及入価・
 利発競II加場び札格第
 子率行争非者特国発競I

平成二十三年九月二十日
 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 平成四十三年九月二十日
 る利子を支払う。
 いて、その日以前六月間に属す
 日を支払期とし、各支払期にお
 毎年三月二十日及び九月二十
 後第二
 子の以

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

年一・八パーセント
 平成二十四年三月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十五号において
 規定する期日について同じ。）。